

新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費など41議案を可決・承認・同意



議場風景（6月定例会）

6月定例会には、市長提出議案41件が提出され、すべての案件を原案のとおり可決・承認・同意しました。

また、議員提出議案1件が提出され、否決しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

市長提出議案

例 新型コロナウイルス感染症に伴う条例の改正等

○行田市長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
（原案可決）

新型コロナウイルス感染症の拡大が市民生活に多大な影響を与えていることを鑑み、市長の給料月額を3カ月間、さらに10%減額しようとするもので、現在、市長の給料月額は特例条例に基づき、50%減額しており、7月1日から9月30日までの3カ月間は、減額割合をさらに10%引き上げ60%とするため、条例の一部を改正するものです。

これにより、本来の給料月額93万3千円から37万3200円となるものです。

○行田市副市長及び教育長の給与の特例に関する条例
（原案可決）

市長と同様に副市長及び教育長の給料月額を7月1日から3カ月間、10%減額するため、特例条例を新たに制定するものです。

〔主な質疑〕

問 3カ月間、10%減額することとした根拠は。

答 根拠はないが、新型コロナウイルス感染症が市民生活に多大な影響を与えており、市民や事業者の皆さんが、大変苦勞されている。そのような中、皆さんに寄り添うことが必要であると考えた。

問 任命権者である市長が副市長や教育長よりもはるかに給料が低くなり、バランスを欠くことにもなるが、どのように考えているのか。

答 今回の減額については、特別職の給料月額を一律10%減額しようとするものであり、市長の給料月額については、選挙公約である50%減額を言っていることから、結果的に60%減額となるもので、政治信条に基づき判断しており、バランスを欠いているとは思わない。

○行田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
（原案可決）

法令の改正に伴い、市職員が新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いがある

る者に対する移送等の救護活動や感染リスクに加え、厳しい勤務環境の中で作業等を行った場合に、防疫業務手当を支給するため、条例の一部を改正するものです。

〔主な質疑〕

問 防疫業務とは、具体的にどのような業務のことか。

答 新型コロナウイルス感染症の患者もしくは感染症の疑いのある方を病院または宿泊施設等に移送する業務、同病原体が付着し、または付着しているおそれがある物件の消毒及び処理を行う業務、同感染症の患者もしくは感染の疑いがある方が収容されている病院または宿泊施設等に従事する業務などが該当する。

補正予算 補正総額 89億7996万円余り

○令和2年度行田市一般会計補正予算（原案承認・可決）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている住民生活を支援し、地域経済の活性化を図るための施策に関する経費を措置するもので、国の補正予算で措置された特別定額給付金事業等を速やかに